

福岡県公報

令和元年六月二十五日
第十五号
増刊 ①

目次

規則 (第六号・第七号)

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) …………… 一

○福岡県立社会教育総合センター使用料条例施行規則の一部を改正する規則 (教育庁社会教育課) …………… 一

選挙管理委員会

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示 (市町村支援課) …………… 二

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) …………… 六

規則

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年六月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第三号、第三条の二第三項及び第十四条中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第十七条第一項及び第三項中「又は第六項」を「若しくは第六項又は法第八十七条の

三第五項若しくは第六項」に改める。

第十八条の三第二項第一号イ中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第十九条中「、法第六十一条又は法第六十二条第一項」を「又は法第六十一条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県立社会教育総合センター使用料条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年六月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七号

福岡県立社会教育総合センター使用料条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立社会教育総合センター使用料条例施行規則(昭和五十九年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例施行規則

第一条中「福岡県立社会教育総合センター使用料条例」を「福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例」に改める。

第二条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「使用しよう」とを「利用しよう」と、「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第三条 条例第二条第七項の規定に基づく利用料金の減額又は免除(以下「減免」という。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)が教育の一環として研修又は訓練を行うため利用する場合 利用料金の全額

二 地方公共団体が社会教育に関する研修又は訓練を行うため利用する場合 利用料金の全額

三 十八歳以下の青少年が研修又は訓練を行うため利用する場合 利用料金の全額

四 学校教育法第一条に規定する大学が研修又は訓練を行うため利用する場合 利用料金の五十パーセントに相当する額

五 社会教育関係団体等が研修又は訓練を行うため利用する場合 利用料金の五十パーセントに相当する額

六 知事が公益上必要と認める場合 利用料金の全部又は一部

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする利用者は、利用料金減免申請書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第四条 条例第二条第八項ただし書の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 天災地変その他利用者の責めに帰することのできない理由で利用できなくなった場合 利用料金の全額

二 前号に掲げる場合のほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

第五条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改める。

別記様式中「~~選挙管理委員会~~」を「~~利用料金減免申請書~~」に、「~~使用料~~」を「~~利用料金~~」に、「~~毎回~~」を「~~一回~~」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長

藤 井 克 己

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和三十年一月二十五日福岡県選挙管理委員会告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十九号様式の四を次のとおり改める。

第十九号様式の四（参議院比例代表選出議員の選挙）

（投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所における掲示）

何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙
参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名		(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称
(順位) (氏名)	優先的に当選人と なるべき候補者		
(順位) (氏名)	優先的に当選人と なるべき候補者		

備考

- 一 参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載は、法第七十五条第三項本文のくじで定める順序に従い、上から行うこと。
- 二 参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者（以下「特定枠名簿登載者」という。）を除く）の氏名の掲示の掲載は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うこと。特定枠名簿登載者の氏名等の掲示については、特定枠名簿登載者以外の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該参議院名簿登載者の氏名の次に掲載すること。
- 三 参議院名簿届出政党等の名称、略称及び参議院名簿登載者の氏名については、縦書きとすること。この場合においては、ふりがなを付け、特定枠名簿登載者の順位については横書きとすること。
- 四 掲示用紙の規格等は、選挙の都度、県の委員会が定める。

第十九号様式の五その四を次のとおり改める。

その四（参議院比例代表選出議員の選挙）

何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙
参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名		(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称
(順位) (氏名)	優先的に当選人と なるべき候補者		
(順位) (氏名)	優先的に当選人と なるべき候補者		

備考

- 一 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載は、法第七十五条第三項本文のくじで定める順序に従い、上から行うこと。
- 二 参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されて右から行うこと。特定枠名簿登載者という。）を除く）の氏名の揭示の掲載は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該参議院名簿登載者の氏名の次に掲載すること。
- 三 参議院名簿届出政党等の名称、略称及び参議院名簿登載者の氏名については、縦書きとすること。この場合においては、ふりがなを付け、特定枠名簿登載者の順位については横書きとすること。
- 四 揭示用紙の規格等は、選挙の都度、県の委員会が定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 北九州市（小倉北区）の表中

医療法人 葵会老人保健施設エバリーグリーン	号	〃	〃	大島二丁目六番四八
-----------------------	---	---	---	-----------

を

介護老人保健施設エバリーグリーン

〃	〃	〃	大島二丁目六番四八
---	---	---	-----------

に改める。

一 病院 飯塚市の表中

飯塚病院	飯塚市芳雄町三番八三号
たていわ病院	〃 立岩一七二五
飯塚記念病院	〃 鶴三緒一四五二の二

を

飯塚病院	飯塚市芳雄町三一八三
飯塚記念病院	〃 鶴三緒一四五二の二

に改める。

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホームいしずえ荘	〃	入地字治部の下二二六二一
養護老人ホーム楠寿園	みやま市瀬高町長田三二四四	
社会福祉法人朋寿会特別養護老人ホーム富寿園	〃	〃 松田四八一

を

特別養護老人ホームいしずえ荘	〃	入地字治部の下二二六二一
特別養護老人ホーム富寿園	みやま市瀬高町松田四八一	

に、

特別養護老人ホームナーシングホームあかり	〃	〃 大字築城一六五一
特別養護老人ホームナーシングホームあかり	〃	〃 大字築城一六五一
サービス付き高齢者向け住宅桜II番館	〃	〃 大字東八田八〇二

に改める。